## 青森県電気自動車等導入普及推進協議会設置要綱(案)

#### (目的)

第1条 青森県電気自動車等導入推進協議会(以下、協議会)は、青森県内におけるプラグイン ハイブリッド車や電気自動車の実証、導入、普及等に関する活動を行うことを目的とする。

## (協議事項)

- 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。
- (1)プラグインハイブリッド車や電気自動車の実証、導入、普及方策の検討
- (2)プラグインハイブリッド車や電気自動車の普及啓発
- (3)その他プラグインハイブリッド車や電気自動車の実証、導入、普及に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する企業、団体、大学、研究機関、地方自治体をもって 構成する。

#### (会長·副会長)

- 第4条 協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。
- 2 会長は、青森県知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は不在のときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 協議会の進行は会長が務める。

## (専門委員会)

- 第6条 協議会には、専門的事項を協議するため、専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会の委員は、会長が指名する。
- 3 専門委員会の委員長は委員の互選により、決定することとし、副委員長については委員長が 指名する。
- 4 専門委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

#### (事務局)

第7条 協議会の庶務は、青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 付則

この要綱は、平成20年8月 日から施行する。

# 青森県電気自動車等導入普及推進協議会名簿

区分	機関名
電力供給者	東北電力株式会社青森支店
电力供給省 	日本風力開発株式会社
大学·研究所等	東京大学
	東京工業大学
	八戸工業大学
	財団法人日本自動車研究所
	エネルギー高度利用研究会
協力ユーザー	青森県商工会議所連合会
	青森県商工会連合会
	青森県中小企業団体中央会
	青森県タクシー協会
	青森県レンタカー協会
	日本原燃株式会社
	むつ小川原石油備蓄株式会社 東日本電信電話株式会社青森支店
	日本郵便事業会社青森西支店
	ロ〜単度争集会社自林凶又石   イオン株式会社東北カンパニー
	1タン休式会社来ルカンバニー    青森市
市町村	八戸市
	<u>77   12                                   </u>
	十和田市
	三沢市
	むつ市
	平川市
	平内町
	今別町
	蓬田村
	外ヶ浜町
	鰺ヶ沢町
	深浦町
	西目屋村
	大鰐町
	板柳町
	野辺地町
	七戸町
	六戸町
	横浜町
	六ヶ所村
	おいらせ町
	大間町
	東通村
	風間浦村
	佐井村 五戸町
	□ 五厂□□ □ 南部町
	精命呵    階上町
	新鄉村
	青森県
オブザーバー	<b>月</b> 林宗   トヨタ自動車株式会社
	三菱自動車工業株式会社
	│ <u>──</u> 愛自動辛工業休巧云社 │青森三菱自動車販売株式会社
	日外一文口到干圾儿仆小女性